

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用支出差止請求住民訴訟事件

原 告 柏村 忠志 外20名

被 告 茨城県知事 外1名

証 抱 説 明 書 (甲B55)

2008(平成20)年4月1日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

弁護士 五 來 則 男

弁護士 坂 本 博 之

弁護士 広 田 次 男

上記谷萩陽一訴訟復代理人

弁護士 丸 山 幸 司

外

号 証	標 目	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 B55	意見書 写し	2008.1.16	大熊孝	<p>1) 昭和22(1947)年カスリン台風時の八斗島地点の流量は、上流での氾濫を考慮しても最大17,000m³/秒に止まっていたと考えられること、その後の八斗島上流域の開発によって洪水流量が増大したとしても22,000m³/秒に達することはないこと。</p> <p>2) 利根川治水の変遷。すなわち、明治以降の利根川治水計画は、浅間山噴火の影響を近代的な土木機械力による浚渫・掘削で解消したこと最大の特徴があるが、①「利根川東遷」が足尾鉱毒事件を受けて確定し、利根川下流が犠牲にされていること、②治水対象洪水量が3,750m³/秒から22,000m³/秒と極端に増大し、八斗島最大流量22,000m³/秒の可能性に疑問があること、③上流ダム群による5,500m³/秒の調節は完成の目途がないこと、といった問題があること（第1章）。</p> <p>3) 利根川の治水対象洪水の変遷と昭和22(1947)年洪水最大流量の実態について。すなわち、①利根川の治水計画における対象洪水規模は、明治33(1900)年の計画高水流量3,750m³/秒から昭和55(1980)年の基本高水のピーク流量22,000m³/秒まで、約6倍に異例の増加をしていること、②昭和22(1947)年9月カスリン台風による烏川合流点付近の最大流量は当初15,000m³/秒と推定されていたところ、途中から17,000m³/秒とされ、安全側をとってこれが昭和24(1949)年利根川改修訂計画の基本高水ピーク流量に採用され、その後、昭和22(1947)年9月洪水の最大流量は八斗島地点で17,000m³/秒とされることが通例となつたこと、③しかしながら、「利根川の解析」、「カスリン颶風の研究」、「利根川に於ける重要問題」といった先人たちの研究成果に照らしても、昭和22(1947)年9月洪水の八斗島地点の最大流量は15,000m³/秒程度であったと考えるべきこと、④流出解析による昭和22(1947)年9月洪水の復元流量26,900m³/秒には十分な科学的根拠がないこと、⑤昭和55(1980)年12月の河川審議会で八斗島地点における基本高水ピーク流量は22,000m³/秒と定められ、それが平成18(2006)年2月の利根川水系河川整備基本方針に踏襲されたが、流出解析が恣意的であり、昭和22(1947)年当時と現在の利根川上流域での氾濫状況に大きな変化がないことなどから、昭和22(1947)年9月カスリン台風の降雨を前提とする限り、八斗島地点での最大流量はおおむね1</p>

7,000 m³/秒を超えるものではないこと(第2章)。

4) ①平成13(2001)年9月の台風15号と平成19(2007)年9月の台風9号では、10年に1回に匹敵する降雨があったにもかかわらず、八ッ場ダム予定地への実績最大流入量は計画最大流入量の28~30%に止まっていることから、八ッ場ダムの洪水調節計画が机上の計算で作られたもので吾妻川上流における洪水の流出実態とか離れており、八ッ場ダムによる洪水調節は明らかに不要であること、②八ッ場ダムの洪水調節計画を算出した資料として「八ッ場ダム治水計画検討報告書(1986年3月)」があるが、これを検証してみると、八ッ場ダムの最大流入量がどのような値になるかは計算者が過去の洪水のうちどれを選択するかによって変わってしまう恣意的なものであるという問題点があること、また、国交省の流出計算モデルは過大な値を算出するようになっていることが明らかであること(第3章)。